

公共工事に係る最低制限価格の運用について

令和元年10月

最低制限価格は地方自治法で設定することができることとなっている。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、**最低制限価格は予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（P）』とする。**

但し、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の7/10を下回る場合は、7/10以上となるようにP/1.10値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。また、企業庁が発注する工事の最低制限価格の運用は別途定めるものとする。

$$\text{工事に伴い最低限必要な費用} = P$$

【工事区分】

① 一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.10$$

② 建築工事等

【一般】 $P = \{(\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.10$

【解体工事】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

④ 機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く）

$$P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

⑤ 電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）

$$P = \{\text{機器単体費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。

⑥ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※ 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※ 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

※ 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※ 工事に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

$$\text{「P算定式の直接工事費」} = \text{「設計内訳表の直接工事費計」} + \text{「スクラップ評価額」}$$

この運用基準は平成15年1月14日の指名審査会に諮る対象工事から適用する。

この運用基準は平成16年4月1日の指名審査会に諮る対象工事から適用する。

この運用基準は平成19年1月1日以降、公告・公募、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成21年4月1日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成21年6月1日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

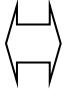
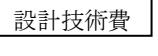
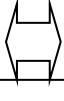
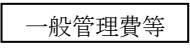
この運用基準は平成22年4月1日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成23年6月1日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成25年6月1日以降、公告(一般競争入札)、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 26 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 28 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 29 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 29 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 31 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は令和元年 10 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

（参考）

積算基準	鋼橋積算基準	機械設備工事積算基準	
直接工事費	 材料費 製作費 工場塗装費 輸送費 架設費	 直接製作費 材料費 機器単体費 勞務費 塗装費 直接経費	 直接工事費 輸送費 材料費 勞務費 塗装費 直接経費 仮設費
共通仮設費	 共通仮設費 間接労務費	 間接製作費 間接労務費 間接工事費 共通仮設費	
現場管理費	 工場管理費 現場管理費	 間接製作費 工場管理費 間接工事費 現場管理費 据付間接費	 設計技術費
一般管理費等	 一般管理費等	 一般管理費等	 一般管理費等